

# 平成27年第4回定例市議会提出議案

(予算案を除く。)

藤井寺市



目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(議 案)		
6 1	藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	1
6 2	藤井寺市事務分掌条例の全部改正について	1 5
6 3	市税条例等の一部改正について	1 8
6 4	藤井寺市国民健康保険条例及び藤井寺市介護保険条例の一部改正について	2 5
6 5	藤井寺市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	2 7
6 6	藤井寺市立市民総合会館の指定管理者の指定について	2 9
6 7	藤井寺市立土師ノ里駅前駐輪場の指定管理者の指定について	3 0
6 8	藤井寺市立藤井寺駅南駐輪・駐車場の指定管理者の指定について	3 1
6 9	藤井寺市立福祉会館の指定管理者の指定について	3 2
7 0	藤井寺市立老人福祉センターの指定管理者の指定について	3 3
7 1	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について	3 4

このほかの提出議案

議案番号

- 7 2 平成 2 7 年度藤井寺市一般会計補正予算 (第 4 号) について
- 7 3 平成 2 7 年度藤井寺市駐車場特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 7 4 平成 2 7 年度藤井寺市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 7 5 平成 2 7 年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について

- 76 平成27年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 77 平成27年度藤井寺市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 78 平成27年度藤井寺市病院事業会計補正予算（第1号）について
- 79 平成27年度藤井寺市水道事業会計補正予算（第1号）について

## 議案第61号

藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を次のように定める。

平成27年11月30日提出

藤井寺市長 國下 和男

### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、本市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものである。

## 藤井寺市条例第 号

藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必

要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

機 関	事 務
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	藤井寺市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年藤井寺市条例第31号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	藤井寺市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年藤井寺市条例第34号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和55年藤井寺市条例第23号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

5 市長	藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例(平成16年藤井寺市条例第14号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	私立幼稚園の就園奨励に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

機 関	事 務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費の支給、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)に関する情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 市長	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
3 市長	予防接種法(昭和23年法律第	生活保護法(昭和25年法律第144号)

	68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
4 市長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの

		<p>身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>身体障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による療養介護又は施設入所支援に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他の法律に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
6	市長	<p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</p>
		<p>児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの</p>

の
身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの
生活保護関係情報であって規則で定めるもの
地方税関係情報であって規則で定めるもの
国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規

		<p>則で定めるもの</p> <p>児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による自立支度金の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険法その他の法律に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
7 市長	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険法による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であって規則</p>

		で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
8 市長	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
11 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

1 2 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの
1 3 市長	母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険法による被保険者の資格に関する情報又は保険給付に関する情報であって規則で定めるもの 藤井寺市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例、藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例又は藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
1 4 市長	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
1 5 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定め

	規則で定めるもの	るもの
16 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護又は施設入所支援に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険法その他の法律に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
17 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
18 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>

		るもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
19 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
20 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
21 市長	藤井寺市老人医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による被保険者の資格に関する情報又は保険給付に関する情報で

		あつて規則で定めるもの
2 2 市長	藤井寺市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	身体障害者手帳に関する情報であつて規則で定めるもの
		生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であつて規則で定めるもの
		地方税関係情報であつて規則で定めるもの
		国民健康保険法による被保険者の資格に関する情報又は保険給付に関する情報であつて規則で定めるもの
2 3 市長	藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	身体障害者手帳に関する情報であつて規則で定めるもの
		生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であつて規則で定めるもの
		地方税関係情報であつて規則で定めるもの
		国民健康保険法による被保険者の資格に関する情報又は保険給付に関する情報であつて規則で定めるもの
2 4 市長	藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であつて規則で定めるもの

		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による被保険者の資格に関する情報又は保険給付に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当法による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
25 市長	私立幼稚園の就園奨励に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
3 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの

議案第62号

藤井寺市事務分掌条例の全部改正について  
藤井寺市事務分掌条例を次のように定める。

平成27年11月30日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

平成28年4月1日付けで実施する組織機構改革に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する組織、事務分掌等を定めるため本条例の全部を改正するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市事務分掌条例

藤井寺市事務分掌条例（昭和55年藤井寺市条例第6号）の全部を改正する。

（組織等の設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる組織及び職（以下「組織等」という。）を置く。

- (1) 危機管理監
- (2) 総務部
- (3) 政策企画部
- (4) 市民生活部
- (5) 福祉部
- (6) こども・健康部
- (7) 都市整備部

（分掌事務）

第2条 前条に定める組織等の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

危機管理監

- (1) 危機管理の統括に関すること。

総務部

- (1) 議会に関すること。
- (2) 法規、文書及び統計に関すること。
- (3) 公有財産の管理及び活用の総括に関すること。
- (4) 財政及び行財政改革に関すること。
- (5) 市税に関すること。
- (6) 契約及び検査に関すること。
- (7) 他組織等の所掌に属しないこと。

政策企画部

- (1) 市政の総合企画、調査及び総合調整に関すること。
- (2) 組織機構に関すること。
- (3) 情報政策に関すること。
- (4) 秘書及び広報に関すること。
- (5) 職員の定数、人事、給与及び研修に関すること。
- (6) シティセールス及び観光に関すること。

(7) 商工業及び労働に関すること。

市民生活部

- (1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。
- (2) 広聴、消費生活、文化振興及び自治の推進に関すること。
- (3) 人権擁護及び男女共同参画に関すること。
- (4) 環境保全、環境衛生及び防犯に関すること。
- (5) 一般廃棄物の処理及び清掃に関すること。

福祉部

- (1) 社会福祉（他組織等の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 介護保険に関すること。
- (3) 国民健康保険、国民年金及び医療給付に関すること。

こども・健康部

- (1) 子育て及び子育ての支援に関すること。
- (2) 保健及び健康づくりに関すること。

都市整備部

- (1) 都市計画、景観計画及び住宅に関すること。
- (2) 開発指導及び屋外広告物に関すること。
- (3) 市街地整備に関すること。
- (4) 公園及び緑化に関すること。
- (5) 農業に関すること。
- (6) 公共下水道に関すること。
- (7) 道路、橋りょう及び交通政策に関すること。
- (8) 河川及び水路に関すること。

（臨時機構）

第3条 臨時又は特別の事務に関しては、前条の規定にかかわらず、市長は、必要な臨時機構を設け、これを処理させることができる。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第63号

市税条例等の一部改正について

市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年11月30日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

平成27年度税制改正により、地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正されたことに伴い、納税環境の整備として徴収猶予に関する規定の見直しを行うとともに、税負担軽減の特例措置として新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の減額割合を定めるものである。

併せて、納付書及び納入書に記載するとしていた法人番号について、総務省自治税務局通知の趣旨に鑑み、記載しないこととする等所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

市税条例等の一部を改正する条例

(市税条例の一部改正)

第1条 市税条例(昭和56年藤井寺市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の5条を加える。

(徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

第5条の2 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第

15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予(以下この節において「徴収の猶予」という。)をする期間内又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(次項から第4項までにおいて「徴収の猶予期間の延長」という。)をする期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月。以下この節において同じ。)ごとに分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第5条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
  - (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
  - (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
  - (4) 当該猶予を受けようとする期間
  - (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）
  - (6) 猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
- 2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
  - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
  - (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
  - (4) 猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
  - (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
- 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
- (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手續等)

第5条の4 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予をする期間内又は法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月ごとに分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類
- (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手續等)

第5条の5 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予をする期間内又は法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月ごとに分割して納付し、又は納入させる方法とする。

3 第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納

入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 第5条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項
- (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第5条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第5条の3第1項第6号に掲げる事項
- (2) 第5条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項
- (3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第5条の6 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が1,000,000円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第6条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第13条第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。）」を「施行令」に改める。

附則第6条の2に次の1項を加える。

7 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。  
(市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 市税条例等の一部を改正する条例（平成27年藤井寺市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち市税条例第2条第3号及び第4号の改正規定を削り、同条例第27条第7項の改正規定中「法人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条

第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)」を加え、同条例第66第1項第1号の改正規定中「)又は法人番号」の次に「(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)」を加え、同条例第88条第2項第2号の改正規定中「いう。」の次に「以下この号及び」を、「)又は法人番号」の次に「(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)」を加え、同条例第111条第2項第1号の改正規定中「)又は法人番号」の次に「(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)」を加え、同条例第119条第1号の改正規定中「いう。」の次に「以下この号において同じ。」を、「)又は法人番号」の次に「(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)」を加える。

附則第1条第4号中「第2条第3号及び第4号、」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中市税条例第5条の2から第5条の6まで、第6条及び第13条の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の市税条例(以下「新条例」という。)第5条の2、第5条の3及び第5条の6(地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。)附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この条において「平成28年新法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。)の規定は、前条ただし書に掲げる規定の施行の日以後に申請される平成28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法(以下この条において「平成28年旧法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第5条の4及び第5条の6(平成28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、前条ただし書に掲げる規定の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた平成28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第5条の5及び第5条の6（平成28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条ただし書に掲げる規定の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例附則第6条の2第7項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

議案第64号

藤井寺市国民健康保険条例及び藤井寺市介護保険条例の一部改正について

藤井寺市国民健康保険条例及び藤井寺市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年11月30日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、国民健康保険料及び介護保険料の減免申請書等の記載事項に個人番号を加えるものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市国民健康保険条例及び藤井寺市介護保険条例の一部を改正する条例

(藤井寺市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 藤井寺市国民健康保険条例(昭和36年藤井寺市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)」に改める。

第24条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第24条の2第1項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同項第2号中「氏名」の次に「及び個人番号」を加える。

(藤井寺市介護保険条例の一部改正)

第2条 藤井寺市介護保険条例(平成12年藤井寺市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)」に改める。

第18条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

議案第65号

藤井寺市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を藤井寺市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成27年11月30日提出

藤井寺市長 國下 和男

西 浦 宣 行

提案理由

平成27年12月31日任期満了によるものである。

住所

西 浦 宣 行  
生

略 歴

[Redacted]

同 9年12月 藤井寺市固定資産評価審査委員会委員

同 12年12月 藤井寺市固定資産評価審査委員会委員

[Redacted]

[Redacted]

同 16年 1月 藤井寺市固定資産評価審査委員会委員

同 19年 1月 藤井寺市固定資産評価審査委員会委員

同 19年10月 大阪家庭裁判所家事調停委員（現在に至る）

同 22年 1月 藤井寺市固定資産評価審査委員会委員

同 24年 1月 大阪地方裁判所鑑定委員（現在に至る）

同 25年 1月 藤井寺市固定資産評価審査委員会委員（現在に至る）

議案第66号

藤井寺市立市民総合会館の指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出

藤井寺市長 國下 和男

- 1 施設の名称 藤井寺市立市民総合会館
- 2 指定管理者 藤井寺市北岡1丁目2番3号  
公益財団法人藤井寺市地域サービス公社
- 3 指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

提案理由

藤井寺市立市民総合会館の指定管理者の指定の期間が平成28年3月31日をもって満了することに伴い、新たに当該施設の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第67号

藤井寺市立土師ノ里駅前駐輪場の指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出

藤井寺市長 國下 和男

- 1 施設の名称 藤井寺市立土師ノ里駅前駐輪場
- 2 指定管理者 羽曳野市伊賀5丁目738の1  
株式会社アスウェル
- 3 指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

提案理由

藤井寺市立土師ノ里駅前駐輪場の指定管理者の指定の期間が平成28年3月31日をもって満了することに伴い、新たに当該施設の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第68号

藤井寺市立藤井寺駅南駐輪・駐車場の指定管理者の指定について  
次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第  
67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出

藤井寺市長 國下 和男

- 1 施設の名称 藤井寺市立藤井寺駅南駐輪・駐車場
- 2 指定管理者 藤井寺市北岡1丁目2番3号  
公益財団法人藤井寺市地域サービス公社
- 3 指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

提案理由

藤井寺市立藤井寺駅南駐輪・駐車場の指定管理者の指定の期間が平成28年3月  
31日をもって満了することに伴い、新たに当該施設の指定管理者を指定しようと  
するものである。

議案第 69 号

藤井寺市立福祉会館の指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 27 年 11 月 30 日提出

藤井寺市長 國下 和男

- 1 施設の名称 藤井寺市立福祉会館
- 2 指定管理者 藤井寺市北岡 1 丁目 2 番 8 号  
社会福祉法人藤井寺市社会福祉協議会
- 3 指定の期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

提案理由

藤井寺市立福祉会館の指定管理者の指定の期間が平成 28 年 3 月 31 日をもって満了することに伴い、新たに当該施設の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第70号

藤井寺市立老人福祉センターの指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出

藤井寺市長 國下 和男

- 1 施設の名称 藤井寺市立老人福祉センター
- 2 指定管理者 吹田市南金田2丁目12番1号  
株式会社ビケンテクノ
- 3 指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

提案理由

藤井寺市立老人福祉センターの指定管理者の指定の期間が平成28年3月31日をもって満了することに伴い、新たに当該施設の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第71号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の一部を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

大阪広域水道企業団の共同処理する事務に四條畷市、太子町及び千早赤阪村に係る水道事業の経営に関する事務を追加することに関し、関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるものである。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日許可）の一部を次のように変更する。

第2条中「別表」を「別表第1」に改める。

第3条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 別表第2に掲げる地方公共団体に係る水道事業の経営に関する事務

第5条第1項中「30人」を「33人」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

四條畷市、太子町、千早赤阪村
----------------

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。